

成田市はい, きゅう, マッサージ等 施設利用助成制度のご案内

事業者の方向け

平成 29 年 2 月発行

作成者及び問い合わせ先

成田市福祉部 高齢者福祉課

電 話 0476-20-1537

F A X 0476-24-2367

E-mail kofuku@city.narita.chiba.jp

U R L <http://www.city.narita.chiba.jp>

成田市はり、きゅう、マッサージ等施設利用助成制度の概要

事業の目的

はり、きゅう、あん摩、マッサージ又は指圧の施設を利用する者に対して施術に要した費用の一部を助成することにより、市民の健康保持増進に資することを目的とする。

指定を受けられる施設等

- ・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）第 1 条の規定により、はり師、きゅう師、又はあん摩マッサージ指圧師の免許を有する者が施術を行う施術所であって、同法第 9 条の 2 に規定する施術所
- ・上記同法の免許を有し、本市に住所を有する者であって、専ら出張のみによってその業務に従事するもの

助成対象者

- ・本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている 60 歳以上（※）の者で市税を滞納していない人

（※）平成 32 年度まで、年齢要件についての以下の特例あり

- | | |
|-----------------------------------|----------|
| ・昭和 32 年 3 月までに生まれた方 | 55 歳から対象 |
| ・昭和 32 年 4 月から昭和 33 年 3 月までに生まれた方 | 56 歳から対象 |
| ・昭和 33 年 4 月から昭和 34 年 3 月までに生まれた方 | 57 歳から対象 |
| ・昭和 34 年 4 月から昭和 35 年 3 月までに生まれた方 | 58 歳から対象 |
| ・昭和 35 年 4 月から昭和 36 年 3 月までに生まれた方 | 59 歳から対象 |

交付枚数

- ・申請月から次の 3 月までの月数×2 枚（年間最大 24 枚）

例：7 月申請＝9 ヶ月×2 枚で 18 枚

2 月申請＝2 ヶ月×2 枚で 4 枚

※いかなる理由でも、再発行は致しておりません。

助成額

- ・施術 1 回（助成券 1 枚）につき 1,000 円

助成券発行取扱い窓口

- ・成田市福祉部 高齢者福祉課（市役所 1 階）
- ・大栄支所
- ・下総支所

施術所等の指定を受ける際の手続き

指定申請手続きについて

以下の書類を、成田市高齢者福祉課に提出してください。

【提出書類】

- ① はり、きゅう、マッサージ等施設指定申請書（第 1 号様式）[記載例
6 ページ]
- ② 資格免許証の写し
- ③ 施術所開設届済証明書の写しまたは出張業務開始届済証明書の写し
- ④ 開設者以外の方の口座への振込みを希望する場合は委任状

※ 申請書類は、成田市 HP からダウンロードできます。

「成田市役所公式ホームページ 申請書ダウンロード」

【提出先】

〒286-8585 成田市花崎町 760 番地

成田市役所福祉部高齢者福祉課（市役所本庁舎 1 階）

指定書の発行について

申請後、1～2 週間程で施設指定書を発行します。発行日以後の施術分から助成対象となります。

「成田市はり、きゅう、マッサージ等施設指定書」

指定書の交付を受けた方へ

指定書について

- 指定書は、利用者の見やすいところに掲示して下さい。
- 指定書の内容に変更や指定の辞退があった場合は、交付を受けた旧指定書は市に返還してください。

届出事項変更手続きについて

指定届出事項に変更があった場合は、10 日以内に市高齢者福祉課に届け出て下さい。

- ・ 開設者の氏名、住所
- ・ 施術所の開閉、名称変更、所在地変更
- ・ 振込先口座の変更（原則、開設者名義の口座へ振り込み）

- ・ 施術者の変更（増員、減員、とりあつかう施術内容の変更 等）
- ・ 指定施設を辞退する場合

【提出書類（変更の届出）】

- ① はり、きゅう、マッサージ等施設指定申請内容変更届（第 2 条第 5 項関係様式）[記載例 8・9 ページ]
- ② （施術者追加の場合）資格免許証の写し
- ③ （施術所等変更の場合）施術所開設届済証明書の写しまたは出張業務開始届済証明書の写し
- ④ （振込先変更の場合）開設者以外の方の口座に変更する場合は委任状

利用券について

※利用に関する注意が利用券の裏面に記載されています。利用者の方々にご案内くださるようよろしくお願いいたします。[10 ページ参考]

【助成金額】

利用券 1 枚につき、1, 000 円を助成いたします。施術の際は、料金から 1, 000 円を差し引いた額を、利用者から受領して下さい。

【譲渡の禁止】

施設利用券を使用できるのは本人のみであり、同居の親族等に対しても施設利用券を譲渡することはできません。

【利用枚数について】

施術 1 回につき、使用できる利用券は 1 枚のみです。但し、月ごとの利用枚数に上限はありません。

対象となる施術について

- 保険適用施術及び生活保護法適用施術の場合、利用券は対象外です。
- 助成の対象は、はり、きゅう、マッサージ、指圧による治療のみであり、柔道整復による施術は対象になりません。

請求事務について（月ごと）

助成金は、翌月の 10 日までに開設者住所・氏名及び施術年月日を記載した利用券を必ず添付し、所定の請求書にて請求して下さい。

【提出書類】※毎月 10 日締め

- ① 施設利用者助成金請求書（第 5 号様式）[記載例 7 ページ]
- ② 請求分の利用券[記載例 10 ページ]

【請求書の作成について】 ※記載例参考

請求書記載内容の修正については、修正液等は使用不可となります。また、請求金額の修正は不可です。金額欄を誤記入した際は新しい用紙を用いて再度作成してください。その他の部分は、見え消し訂正の上、開設者本人の訂正印を押印してください。

【はり、きゅう、マッサージ等施設利用券の添付】 ※記載例参考

利用者から回収し、開設者の住所及び氏名、施術年月日欄に記入の上、請求書に添付してください。「添付した利用券の枚数」×1,000 円＝請求額となります。

【登録されている施術者の施設利用券の利用について】

施術者が個人的に施設利用券を使用する場合には、所属する施術所以外で使用してください。

※請求書類は、成田市 HP からダウンロードできます。

「成田市役所公式ホームページ… 市政情報 > 市の組織と仕事 > 高齢者福祉課 > はり・きゅう・マッサージ等施術費の助成」

【請求書提出先】

〒286-8585 成田市花崎町 760 番地
成田市役所福祉部高齢者福祉課（市役所本庁舎 1 階）

※郵送での提出も可能です。写しの返送はしませんので、作成者で控えをお取り下さい。

※窓口提出の場合は、その場で利用券の枚数等を確認し、提出した請求書の写しをお渡しします。

※提出後、記載漏れや要修正箇所が判明した場合は、再提出をお願いすることがあります。

助成金の支払いについて

月末までに指定の口座にお支払いいたします。11 日以降に請求書が当課に到着した分については、支払が翌月扱いになることがありますので、ご了承下さい。

施設指定申請書 記載例

別記第1号様式

はり、きゅう、マッサージ等施設指定申請書

平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日

(おて生) 成田市員

〔添付書類〕

- ① 資格免許証の写し
- ② 施術所開設届済証明書の写しまたは出張業務開始届済証明書の写し
- ③ 開設者以外の方の口座への振込みを希望する場合は委任状

住 所 成田市花崎町760番地

氏 名 成田 太郎

成田

指定を受けたいので、次のとおり申請

開設者	氏名	成田 太郎	生年月日	昭和40年11月11日	性別	男・女
	住所	成田市花崎町760番地			電話番号	0476-22-1111
業務に従事する施術者	氏名	資 格	免 許 番 号	免 許 年 月 日		
	成田 太郎	はり師	第〇〇〇〇〇号	平成12年3月15日		
		きゅう師	第〇〇〇〇〇号	平成12年3月15日		
		あん摩マッサージ指圧師	第〇〇〇〇〇号	平成12年3月15日		
	成田 次郎	はり師	第〇〇〇〇〇号	平成14年2月10日		
きゅう師		第〇〇〇〇〇号	平成14年2月10日			
	出張業務開始日		日			
施術所	名称	うなり治療院			電話番号	〇〇-〇〇〇〇
	所在地	成田市花崎町760番地				
	施術所開設日	平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日				
振込金融機関名	成田 銀行		預金口座	口座番号		
	信用金庫 成田支店		普通当座	1234567		
口座名義人	成田 太郎		(フリガナ)	ナリタ タロウ		
添付書類	※原則として開設者名義の口座にお振込みいたします。開設者以外の方の口座へ振り込むには委任状が必要です。					

請求書 記載例

第5号様式

施設利用者助成金請求書

平成 〇〇年 〇月 〇〇日

(あて先) 成田市長

開設者の住所・氏名を記入し、開設者の印（または代表者印）を押印してください。

【※】施術所の所在地・名称、店舗印や社印（角印）では無効となります。

指定番号（ 〇〇〇 ）

※指定番号＝指定書に記載の番号

開設者 住所 成田市花崎町760番地

氏名 成田 太郎



平成 〇〇年 〇月分の施設利用者助成金を次のとおり請求します。

区 分	利 用 者 数	利 用 券 枚 数	請 求 金 額
請求	15人	30枚	30,000円
決 定	※	※	※

※印欄は、記入しないでください。

〔添付書類〕

・回収した利用券（請求書記載枚数分）

※請求金額欄は、修正不可です。誤記入等した場合は、新しい様式に差し替えて作成をお願いします。その他の部分は、見え消し訂正の上、開設者名の訂正印の押印をお願いします。いずれも、修正液等の使用はできません。

※添付の利用券と枚数が一致するよう、ご確認ください。

施設指定申請内容変更届 記載例

第2条第5項関係

はり、きゅう、マッサージ等施設指定申請内容変更届

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 成田市長

指定番号 (〇〇〇)

申請者 住 所 成田市花崎町760

氏 名 成田 うなり 印

成
田

現在、成田市はり、きゅう、マッサージ等施設の指定を受けていますが、当施設所の申請内容について、下記のとおり変更がありました。

※1～5の中で変更のある項目のみ、「変更前」と「変更後」の内容について記載してください。また、1～3については、それぞれ証明書類の添付が必要です。

1および3＝施術所開設届済証明書の写し又は出張業務開始届済証明書の写し

2＝免許証の写し（追加の方の分のみ）

1. 開設者

	フリガナ 氏 名	生年月日	性 別	住 所	電 話 番 号
変更前	変更なし	変更なし	変 更 なし	成田市花崎町△△△番地	0476-20-1537
変更後				成田市花崎町760番地	0476-22-1111

2. 施術者

	氏 名	資 格	免 許 番 号	免許取得年月日
業務に従事 しなくなった 施術者	〇〇 〇〇〇〇	はり師	第〇〇〇〇〇〇号	平成〇〇年 〇〇月〇〇日
新たに業務 に従事する 施術者	△△ △△	はり師 きゅう師	第〇〇〇〇〇〇号 第〇〇〇〇〇〇号	平成〇〇年 〇〇月〇〇日
	□ □□□	はり師	第〇〇〇〇〇〇号	平成〇〇年 〇〇月〇〇日

3. 施術所（出張業務）

	名 称 (出張業務は記入不要)	電話番号	所 在 地 (出張業務は記入不要)	施術所開設日 (出張業務 開始日)
変更前	変更なし	変更なし	成田市花崎町△△△番 地	平成〇〇年 〇〇月〇〇日
変更後			成田市花崎町760番 地	平成〇〇年 〇〇月〇〇日

4. 振込先口座

※原則として、開設者名義の口座に振り込み
します。開設者以外の方の口座へ振り込むに
は委任状が必要です。

	名 称	種 別		
変更前	〇〇〇 銀行 〇〇〇 店 信用金庫	普通 当 座	×××××××	フリガナ 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇
変更後	□□□ 銀行 □□□ 店 信用金庫	普通 当 座	×××××××	フリガナ △△カブシキイシャ リミテッド △△株式会社 代表取締役〇〇〇 〇〇〇

5. その他変更事項

※添付書類【項目1～3に該当する場合】

- ・（項目2）免許証の写し（施術者追加の場合）
- ・（項目1および3）施術所開設届済証明書の写し又は出張業務開始届済証明書の写し
- ・（項目4）振込先口座に関する委任状（開設者と口座名義人が異なる場合）

※記入については、変更となる項目のみ「変更前」と「変更後」の内容を記載してください。

施設利用券 見本

《表》

平成 29 年 度		成田市はり、きゅう、マッサージ等施設利用券	
29年度			
利用 者	住 所	指定書（請求書）記載の開設者と同じ。ゴム印可	
	氏 名		
① 開 設 者	住 所	成田市花崎町 760 番地	
	氏 名	成田 うなり	
施 術 の 種 類		はり・きゅう・マッサージ等（1 枚 1 回有効）	
② 施 術 年 月 日	平成 ○○ 年 ○ 月 ○ 日		
有 効 期 限	平成 3 0 年 3 月 3 1 日		
※ 裏面の注意書をよくお読みください。			

《裏面（参考）》

※利用者に対する注意事項を記載してあります。

この券は、成田市はり、きゅう、マッサージ等施設の利用に関する規則により交付するものです。利用の際には次のことを守って使用してください。

1. 施術 1 回につき、使用できる券は 1 枚です。
2. この券 1 枚につき、施術料金から 1, 0 0 0 円を差し引いた額を支払ってください。
3. この券は、本人以外は使用できません。
4. この券は、1 人 1 ヶ月当たり 2 枚を、申請月から当該年度末までの月分を交付し、再交付はしません。
5. この券は、保険適用及び生活保護法の適用により施術を受ける場合は利用できません。
6. この券は、市が指定した施術所以外では使用できません。
7. 市内に住所を有しなくなったときは、この券を直ちに市へ返却してください。